法第六十八条の九の二第八項第三号	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第三号	
第三十二項第四号（）とあるのは「次条第十二項第三号	第三十二項第四号（一）とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則第二十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「旧効力措置法施行令」という。）第三十九条の三十九の二第十二項第三号	
「第六十八条の九第七項」とあるのは「	「法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧効力連結措置法	
法第六十八条の九の二第六項	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第六項	
法第六十八条の九の二第八項第七号	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第七号	
第三十二項第七号（）とあるのは「次条第十二項第三号	第三十二項第七号（一）とあるのは「旧効力措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第三号	
法第六十八条の九の二第七項の	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項の	第十八項
法第六十八条の九第十一項	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項	
前条第三十八項	新租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十八項	
同法第六十八条の九の二第七項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項	

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十三条　新令第三十九条の四十第一項（新令第二十七条の五第二項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第六十八条の十第一項第一号ロに掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第六十八条の十第一項第一号ロに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人の特定再開発建築物等の割増償却に関する経過措置）

第二十四条　改正法附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の三十五（第三項第一号及び第二号並びに旧法第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九条の六十四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「法第四十七条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項」と、「第二十九条の五第九項」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則第十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第二十九条の五第九項」とする。

（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十五条　新令第三十九条の百十八第九項の規定は、新法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、旧法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第二十六条　新令第四十条の六第四十五項の規定は、施行日以後に行う新法第七十条の四第二十一項に規定する貸付けについて適用する。

2　新令第四十条の七第四十九項において準用する新令第四十条の六第四十五項の規定は、施行日以後に行う新法第七十条の六第二十七項において準用する新法第七十条の四第二十一項に規定する貸付けについて適用する。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十七条　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の四第一項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の六」に改める。

第二条第二号中「（第七項を除く。）」を削り、「第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三（第五項を除く。）、第四十二条の十二の四」を加え、同条第三号中「第十一項を除く。）」の下に「、第五十七条の七の二（第三項から第六項まで、第九項及び第十項を除く。）」を加え、「第五十七条の十第三項」を「第五十七条の九第三項」に改め、同条第十号中「、第六十五条の十三、第六十五条の十四（第十項から第十三項までを除く。）」を削り、同条第十一号中「から第六十七条の七まで」を「、第六十七条の六、第六十七条の七」に改め、同条第十三号中「（第七項を除く。）」を削り、「第六十八条の十五の二」の下に「、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四（第五項を除く。）、第六十八条の十五の五」を加え、同条第十四号中「第十一項までを除く。）」の下に「、第六十八条の五十七の二（第三項、第四項及び第七項から第十項までを除く。）」を加え、同条第二十一号中「、第六十八条の八十五（第十一項から第十四項までを除く。）、第六十八条の八十五の二及び第六十八条の八十五の三」を「及び第六十八条の八十五」に改め、同条第二十二号中「及び第六十八条の百二の二から第六十八条の百二の二、第六十八条の百三及び第六十八条の百四」に改め、同条第二十三号を削り、同条第二十四号中「、第四十二条の七（第七項を除く。）、第四十四条の二、第五十五条の六（第三項から第七項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）、第六十一条（第三項を除く。）」を「及び」に改め、「、第六十八条の十二（第七項を除く。）、第六十八条の二十一及び第六十八条の四十五（第三項から第五項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）」を削り、同号を同条第二十三号とし、同条第二十五号中「、第四十六条、第五十七条の九（第三項から第七項まで、第十項及び第十一項を除く。）」を「及び」に改め、「、第六十八条の三十及び第六十八条の五十八の二（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）」を削り、同号を同条第二十四号とし、同条に次の一号を加える。

二十五　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十四条の五、第六十五条の十三、第六十五条の十四（第十項から第十三項までを除く。）、第六十八条の二十六、第六十八条の八十四及び第六十八条の八十五（第十一項から第十四項までを除く。）の規定